

受付	個人質問	第	号
	令和 年 月 日	時	分

一般質問＜個人＞発言通告書

令和4年2月9日

長久手市議会議長 殿

長久手市議会議員 大島令子

会議規則第59条第2項の規定により下記のとおり通告します。

	質問事項及び要旨	備考
1	<p>道路上の安全な通行の確保について</p> <p>車道の上空4.5m、歩道の上空2.5mの範囲内には建築限界というものがあり、道路法第30条において通行の障害となるものを置いてはならないとなっている。道路上に樹木や看板、のぼり旗が張りだしていると歩行者や自動車の通行に支障をきたし、交通事故の原因になる。そこで以下質問する。</p> <p>(1) 市道上空で、建築限界を侵している樹木はどのくらいあるか。</p> <p>(2) 建築限界内に不法占用している樹木や看板、のぼり旗に対して所有者にどのような指導を行っているか。</p> <p>(3) 過去に安全確保のために市が伐採・撤去を行ったことはあるか。</p> <p>(4) 建築限界を侵している樹木の伐採について、指導しても改善しない所有者のために、条例などの制定による新たな対処を考えないか。</p> <p>(5) 不法占用している看板、のぼり旗の実態調査をしたことはあるか。</p> <p>(6) 道路を市民が安全に利用できるような啓発を市HPで周知しているが、はみ出した樹木や生垣等が原因で事故が発生した時に、被害者が所有者に損害賠償を求めることができるなど市民に啓発すべきと思うがどうか。</p>	

指定管理者制度の導入について

指定管理者制度は地方自治体に代わって「公の施設」を民間等の団体が管理する制度である。この制度は多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら市民サービスの向上と経費の削減を図ることを目的に創設された。(平成15年6月の地方自治法改正)

本市は既に7施設にこの制度を導入し、令和元年度に発表された行政改革の重要課題事業第1弾の財源確保方針では令和5年度までに指定管理者制度の導入を前提にして事務を進めるとなっている施設が数か所ある。そこで以下質問する。

- (1) 指定管理者制度導入にあたりガイドラインは定めているのか。
- (2) 個々の施設の導入にあたり市民サービスの向上と経費の削減というメリットと、デメリットについて市内でどのように検討され、また市民への説明はどのように行ってきたのか。
- 2 (3) 市民が利用する公の施設は数多くあり、指定管理者制度導入になじむ施設とそうでない施設があると思う。また利用料金制度とそうでないものもある。これらの整理は行ったのか。
- (4) 文化の家の施設管理方針はどのようになっているのか。
- (5) 中央図書館は指定管理者制度を前提に事務を進めるとある。図書館は図書館法第17条で「入館料その他図書資料の利用に対するいかなる対価も徴収してはならない」とあり利用料金制の指定管理者制度の導入にすぐわないと考える。現在までの市の考えを伺う。
- (6) 体育施設等を議会答弁よりも1年早く令和5年度に導入すると説明があった。しかし、サウンディング型市場調査結果では参加事業者から施設整備について「制度導入前に老朽化している施設(テニスコートトイレ、野球場、野球場グラウンド)を整備し、併せて体育館に空調も設置してほしい」という意見があった。
また本市に期待する要望について「減免対象団体が利用する場合は、減免分を指定管理料に含めてほしい」という内容がある。これらの調査結果に令和4年度中に対応出来るのか伺う。